

# 犯罪収益移転防止に取り組むにあたっての 基礎知識とその必要性

## 犯罪収益移転防止法の制定／宅地建物取引業者の心構え

### ■ 犯罪収益移転防止法の制定

わが国でも、すでに金融機関においては、「40の勧告」と「テロ資金供与に関する9の特別勧告」にしたがい、マネー・ロンダリング／テロ資金供与防止対策として、本人確認や疑わしい取引の届出などの対応策が講じられていました。

しかし、犯罪収益は、宅地建物取引、宝石・貴金属取引、ファイナンスリース取引など、金融機関を通さない取引を通じて、移転することがあります。犯罪者の手口は、常に変化し、年々巧妙になっており、最近では金融機関以外の事業者を利用することが多くなっています。「40の勧告」も、措置を講ずべき事業者の範囲を金融機関以外に拡大することを求めています。

このような情勢を受け、平成19年3月、犯罪収益移転防止法が制定され、規制対象業種の範囲が広げられ、これにより、宅建業者にも、本人確認や疑わしい取引の届出などの義務が課されることとなりました（宅建業者に対する規制の施行日は、平成20年3月1日）。

### ■ 宅地建物取引業者の心構え

ところで、本人確認や疑わしい取引の届出など、今般新たに課された義務は、宅建業者にとって、軽い負担ではないといえましょう。

しかし、不動産は、価値が高く、多額の現金との交換が容易な財産です。その利用価値、利用方法によって異なった評価ができるという特性もあります。不動産取引は、実際の価格に犯罪収益を上乗せする形で移転されるなど、犯罪収益の移転に使われる危険性の高い取引です。

こうしたことから宅建業者は、マネー・ロンダリングの重大性や国際的な課題として防止対策に取り組む必要性についてしっかりと認識するとともに、犯罪組織やテロ組織等がマネー・ロンダリングに利用する可能性がある不動産取引の現場で業務を行っているという点で、マネー・ロンダリング防止対策において、重要なポジションに立っていることも、十分に認識しておかなければなりません。

また、本人確認には、顧客の協力が不可欠です。実際の業務においては、顧客の協力を得ることが困難な局面に出会うこともあるかもしれません。しかし、そのような事態になっても、顧客に対し、法の趣旨を十分に説明し、マネー・ロンダリング防止対策には、誰もが協力しなければならないことを、理解してもらう必要があります。宅建業者は、顧客の協力を得たうえ、社会から期待される役割を果たさなければなりません。